

氏名	白石 幸輔
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	博甲第 7631 号
学位授与年月日	平成 28年 3月 25日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	標準必須特許の権利行使への競争法的対処

主査	筑波大学 教授	学士（経済学）	山田 務
副査	筑波大学 教授	学士（法学）	大淵 真喜子
副査	筑波大学 教授	博士（法学）	潮海 久雄
副査	筑波大学 教授	博士（学術）	平嶋 竜太
副査	常葉大学 准教授	博士（法学）	伊藤 隆史

論文の内容の要旨

審査対象論文は、近年、内外で事例がみられている、標準規格必須特許の特許権者による権利行使の問題、具体的には、当該特許権者が、標準化の過程でFRAND宣言を行ったにもかかわらず、ライセンスの拒絶、差止請求、高額なロイヤリティの請求・徴収を行う行為（以下、「検討対象行為」という。）に対する独占禁止法の法適用の在り方について論じたものである。

検討対象行為については、既に米国、EUにおいて、競争法違反事件となっているとともに、競争法と特許法が交錯する部分であること等から、その規制の在り方について活発な議論が行われている。一方、我が国では、平成27年に、公正取引委員会が「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を一部改正する案を公表し、検討対象行為に対する独占禁止法上の考え方（以下、「ガイドライン改正案」という。）を明らかにしたところである。

このような中で、審査対象論文は、米国、EUにおける競争法の適用状況について研究し、その成果を基に、検討対象行為に対する我が国独占禁止法の適用に係る法解釈の問題について試論を取りまとめたものである。

研究対象及び分析視点の特徴として、①検討対象行為のうちガイドライン改正案で論じられていない行為についても検討の幅を広げ、法適用の在り方を論じていること、②競争法の規制による特許権者のインセンティブへの阻害効果（副作用）に、特に問題意識をおいた研究を行っていること、③検討対象行為に類似する行為（技術標準の標準化過程において、自己の保有する特許を秘匿し、標準規格化後に高額なロイヤリティを請求する行為等）に対する競争法の適用状況についても研究を行い、その成果を検討対象行為に対する法解釈に反映させ、結論を得ていることがある。

第1問題提起においては、日本法の現状と課題について論じている。最近の動きとして、スマートフ

オン訴訟の知財高裁判決・決定及びガイドライン改正案について分析、評価するとともに、検討対象行為等に対する独占禁止法の解釈についての従来の学説を整理、分析し、これらを踏まえて、残された課題と検討の視点（上記①から③）を明らかにしている。

第2部米国法では、検討対象行為及び類似行為に係る判決・政府決定、政府の関連文書、学者の論文等を広く調査、分析した上で、次のような結論を導いている。

（1）シャーマン法2条の適用については、技術市場における競争への影響に視点を当てる場合には、詐欺的行為がないため排除行為該当性の認定が困難であることなどから、また、製品市場における競争への影響に視点を当てる場合には、合法的に独占力を獲得した者による高価格設定、ライセンス拒絶が判例上原則合法となっていること、ノアペニントン原則により免責される可能性があることなどから、その適用が困難であるとの解釈が一般的であるが、法適用が可能とする学説等もある。

（2）FTC法5条を適用する事例が多いが、これは、検討対象行為の競争への負の影響を広範にとらえて規制するとともに、3倍額損害賠償の対象とならないという点も考慮されていると評価し、また、規制による特許権者のインセンティブの負の影響については、権利者に過大な取り分を認めることが標準化された技術を利用する者の技術革新を減少させることを重視し、規制が行われていることを明らかにしている。

第3部EU法では、検討対象行為及び類似行為に係る欧州委員会決定、司法裁判所の判決、学者の論文等を広く調査、分析した上で、次のような結論を導いている。

（1）検討対象行為については、技術市場において市場支配的地位を有する事業者（必須特許権者）の濫用行為としてEU機能条約102条が適用されている。このうち、ライセンス拒絶については、①対象特許が標準必須特許であること、②行為者がFRAND宣言を行っていること、③ライセンシーがFRAND条件でライセンスを受ける意思があることという条件を満たせば、例外的状況として濫用行為に該当すると解されている。

（2）高額なライセンス請求行為も問題視できるため、特許権者が製品を製造していない場合でも102条の適用ができる利点があるが、規制基準の算定の困難性についての議論も多い。特許権者のインセンティブ阻害の論点についても、米国とほぼ同様な評価が行われている。

第4部独占禁止法解釈理論では、第3部までの研究結果及び我が国独占禁止法の関係条文に係る法解釈についての判例、公取のガイドライン、学説の調査、分析に基づいて、検討対象行為に対する法解釈として、次のような論者の考え方をまとめている。

（1）差止請求・ライセンス拒絶に対しては、後に反故にされるFRAND宣言を能率競争に反する排除行為ととらえ、技術市場における競争者を排除する行為と解することにより、排除型私的独占として規制が可能であること

（2）高額なロイヤリティの要求・徴収行為に対しては、優越的地位の濫用行為として規制が可能であること。また、特許権者が製品市場で競争関係にある場合には、当該行為を価格圧縮類似行為として、差別対価又は私的独占として規制が可能であること

（3）FRAND条件に基づくロイヤリティの保障により、特許権者への投資インセンティブを減じない一方で、過度の取り分を認めることは、ライセンシーの標準化への参加インセンティブを害し後続の技術革新を妨げる可能性があることから、規制の必要性を肯定できること

審査の結果の要旨

情報通信など技術革新が著しい分野においては、規格技術の標準化活動が見られる。規格技術の標準化は、それに準拠した製品間の競争を促進し、市場の拡大・消費者の選択の増大等、競争促進効果を持っている。一方、技術間競争を制限する他、当該技術の必須性を背景に、特許権者による不当な権利行使が行われるおそれがある。

この問題に対しては、米国、EUでは、従来から競争法の観点から事件処理が行われ、法規制の在り方について活発な議論が行われているのに対し、我が国では、最近になって、スマートフォン訴訟やガイドライン改正案の公表等を契機に独占禁止法による規制の在り方に関心が高まってきている状況にある。

このような現状の中で、審査対象論文は、米国法及びEU法の研究を行い、それを踏まえ、我が国独占禁止法の適用に当たっての法解釈問題を論じるものであり、重要な研究テーマとして、博士論文において検討に値するものであると評価できる。また、次のような特徴があげられる。

(1) 米国法及びEU法の研究においては、検討対象行為及び類似行為に係る判決・政府決定を網羅的に取り上げ、その内容の分析・評価を行うとともに、多くの関連する政府関連文書や学者の論文を渉猟、分析し、検討対象行為等に対する法適用・解釈に係る多様な論点を網羅的に抽出し、各論点について評価・分析を行っている。そして、これらの分析結果から日本法の法解釈に当たっての多くの示唆を得ている。

(2) 我が国では、検討対象行為に対する法適用に係る研究は少なく、類似行為についての先行的な研究も外国法に係る分析が中心で、独占禁止法の適用についての詳細な分析は限られている。また、ガイドライン改正案も、ライセンス拒絶による製品市場への影響問題に限定した内容となっている。

審査対象論文は、ガイドライン改正案において論じられていない行為について法解釈を示している。また、法解釈の内容についても、関係する違反条文の解釈に係る判例や多様な学説を十分に整理・検討した上で、筆者としての結論を導いており、オリジナリティのある内容となっている。また、特許権者のインセンティブ阻害効果については、広範な研究内容を基に結論を導いている。

一方、審査対象論文の課題として、次のものがある。

(1) 検討対象行為については、特許法又は契約法の観点からも対応が可能であり、また、FRANDポリシーの整備により未然防止できるとの見解もあるところ、審査対象論文は、競争法の法解釈に限定された内容となっている。代替的方策との比較の上で、競争法の適用の必要性等を併せて論じることにより、筆者の主張に対しより説得性を高めることができたものと考えられる。

(2) 独占禁止法に関しても、検討対象行為に対し複数の違反条文の適用の可能性を論じているが、やや並列的な論述にとどまっている。条文ごとの解釈上の問題点を考慮した上で、市場の状況、行為者の地位等に応じた適用条文の優先性・容易性について明示的に論ずることができれば、試論に対しより説得性が出たものと考えられる。

このような課題はあるものの、審査対象論文については、競争法の視点からの研究面においては、詳細かつ網羅的であり、また、オリジナリティを有する研究と評価できる。今後、検討対象行為に対する独占禁止法上の法適用に係る議論の活発化が予想されるところ、本論文は、問題提起を伴う先行的な研究として、貢献しうる内容のものと考えられる。また、著者が、法律学の分野について、高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍しうる高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を有することを示すものであると評価できる。

【最終試験】

論文審査委員会による最終試験を平成28年1月23日に実施し、全員一致で合格と判定した。

【結論】

よって、著者は、博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。